

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について</p>	<p>令和8年4月9日 刑事生活交通安全局</p>
----------------------------	--	-------------------------------

1 改正の内容

マネー・ローンダリング情勢等に鑑み、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第28条の2（高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報の提供を受ける等の罪）、第29条（為替取引カード等の譲受け等の罪）、第29条の2（電子決済手段等取引用情報の提供を受ける等の罪）、第29条の3（電子決済手段等利用情報の提供を受ける等の罪）及び第30条（暗号資産交換用情報の提供を受ける等の罪）に規定する罪に当たる行為を、下記の国家公安委員会規則において、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加するなどの改正を行うもの。

2 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）

- (1) 警備業の要件に関する規則（警備業法）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）
- (5) 古物営業法施行規則（古物営業法）
- (6) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- (7) 確認事務の委託の手続等に関する規則（道路交通法）

(1)、(2)及び(4)から(7)までにおいては、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を定め、各法律において同行為を行うおそれのある者であることを認定、許可又は登録の欠格事由としている。また、(3)においては、「暴力的不法行為等」を定め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、同行為に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしている。

3 意見提出期間

令和8年4月10日（金）から同年5月9日（土）まで

公安委員会 説明資料No. 2	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」について	令和8年4月9日 刑事局
<p>1 概要</p> <p>学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正（一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校に「専攻科」を設置することを可能とするなど）に伴い犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「犯収規則」という。）の一部改正を行うもの。</p> <p>2 改正の概要</p> <p>専修学校に置かれる専攻科に対する授業料等の支払については、大学等への入学金や授業料等の支払と同様に、顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されていることから、マネー・ローンダリングに係るリスクが低いものである。</p> <p>このことを踏まえ、犯収規則第4条第1項第7号ニを改正し、特定事業者による取引時確認等が不要となる「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に、専攻科に対する授業料等の支払に係る取引を加える。</p> <p>3 意見公募手続の実施結果</p> <p>令和8年2月27日から3月28日までの間、意見公募手続を実施した結果、15件の意見が寄せられた。</p> <p>4 施行期日</p> <p>公布の日（令和8年4月15日）</p>		

公安委員会 説明資料No. 3	「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」に対する意見の募集について	令和8年4月9日 交通 局
<p>1 趣旨</p> <p>生活道路の安全確保のため、令和8年9月1日に道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第248号）が施行され、中央線等のない一般道路の法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられるところ、その施行のため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）について、所要の改正を行う案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間</p> <p>令和8年4月10日（金）から同年5月9日（土）まで（30日間）</p> <p>3 主な内容</p> <p>従前の運用を維持するため、2千キログラム以下の車両を牽引する当該車両より3倍以上重い自動車について、道路標識及び道路標示により、中央線等のない一般道路において、40キロメートル毎時以下の最高速度を指定できるようにする。</p> <p>4 施行期日</p> <p>道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和8年9月1日）</p>		

<p>公安委員会 説明資料No. 4</p>	<p>「被害者手帳」の作成・交付について</p>	<p>令和8年4月9日 長官官房</p>
----------------------------	--------------------------	--------------------------

1 「被害者手帳」の作成・交付

(1) 背景（犯罪被害者等のニーズ）

- 支援を受けるために各窓口で被害状況等を繰り返し説明する精神的・手続的な負担軽減
- 事件から時間が経過した後の中長期・断続的な支援の実施

(2) 取組の概要

- 第5次犯罪被害者等基本計画（令和8年3月17日閣議決定）における新規施策として実施
- 都道府県警察において、域内の関係機関・団体と連携して「被害者手帳」を作成し、犯罪被害者等へ交付

(3) 主な内容

- 被害者等が、被害状況、自身の悩み、家族を含む支援のニーズ等のほか、支援等の担当者、これまでの支援の経過等を自由に記載する欄
- 刑事手続の流れや被害者等が利用できる制度等の情報

(4) 活用方法

- 説明に代えて提示
被害状況等を窓口で説明する代わりに提示し、説明の負担軽減、支援者とのコミュニケーションに活用
- 支援の経過を記録
担当者の連絡先、受けた支援の内容等を記録し、数年後に支援が必要になった場合に当時の支援状況等を把握

2 「被害者手帳」作成のポイント（モデル案）等の策定

- 警察庁において、「被害者手帳」の構成や記載事項の基準となるモデル案、取組要領等を定め、都道府県警察に示達
- モデル案は、御遺族等の有識者（途切れない支援を被害者と考える会）の御意見をいただき、関係府省庁・団体との協議を経て作成

3 「被害者手帳」の運用開始

都道府県警察において、令和8年度中の運用開始を予定

1 国会への年次報告

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）第31条の規定に基づき、前年中の同法の施行状況について、閣議（法務省との共同閣議請議）を経て、国会に報告するもの（今次報告で27回目）。

※ 令和6年1月12日、公安審査委員会は、オウム真理教（麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体）に対し、公安調査庁長官の観察に付する処分（以下「観察処分」という。）の期間を3年間（令和9年1月31日まで）更新する決定を行っている。

2 報告内容

令和7年中における団体規制法に基づく観察処分の実施状況等のほか、同処分に付された団体の組織及び活動の概況について報告するもの。

本報告のうち、警察活動に関する事項として、

- 再発防止処分の請求に伴う、警察庁長官への意見聴取
- 観察処分の実施のために公安調査官が実施する立入検査に際して、関係都道府県警察による立入先周辺の警戒警備
- 公安調査庁が実施した地域住民との意見交換会への参加

について報告している。

3 今後の予定

今国会中での閣議決定、国会報告を予定